

# I . STCW-F条約と漁ろう操船講習

---

---

一般社団法人 大日本水産会  
講師:常務理事 松本冬樹

- ( 1 ) STCW-F条約について
- ( 2 ) STCW-F条約の締結に基づく義務
- ( 3 ) STCW条約とSTCW-F条約
- ( 4 ) 漁ろう操船講習について

## (1) STCW-F条約について

- ✓ STCW-F条約は、海上における人命及び財産の安全を増進し、海洋環境の保護を促進することを目的として、**漁船員に必要な訓練及び資格証明並びに当直の国際的な基準等を定めたものです。**
- ✓ 本条約では、締約国による**漁船員に対する証明書の発給、締約国の港における漁船の監督、漁船員(船長、甲板部職員、機関部職員、GMDSS(\*)無線通信士)の資格証明のための要件、漁船員に対する基本的な訓練及び安全に関して精通するための訓練、当直の維持等に関して遵守すべき基本原則等**が規定されています。
- ✓ 2025年11月現在の締約国数は39か国です。
- ✓ 本条約の締結については、これまで水産業界から要望がされていた経緯があります。
- ✓ 2024年5月に本条約の附属書が改正され、我が国の漁船も受け入れられる内容となったことから、我が国も令和7(2025)年11月、本条約に締結しました。

\* GMDSS(Global Maritime Distress and Safety System) : モールス通信等を衛星通信技術やデジタル通信技術等を利用した通信に置き換えた全世界的な海上遭難・安全システム

## <STCW-F条約の締約国(2025年11月現在)>

ベルギー、カナダ、コンゴ共和国、デンマーク、フランス、ガンビア、アイスランド、インドネシア、ケニア、キリバス、ラトビア、リトアニア、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スペイン、シリア、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、タンザニア、バヌアツ、日本

## (2) STCW-F条約の締結に基づく義務

- ✓ 締約国は、本条約の適用対象となる自国籍の漁船について、本条約及び附属書に定められた漁船員の資格証明、訓練及び当直の基準に関する規則の規定の適用を確保する義務を負うこととなります。
- ✓ このため、我が国においても、本条約の締結に伴い、国内法により、**漁ろう中の船舶の航行の安全に関する講習や生存訓練や消火訓練の実地訓練**などについて、**船舶所有者や乗組員に対し義務付け**がされることになりました。

### (3) STCW条約とSTCW-F条約

- ✓ 1978年7月に、船員の訓練及び資格要件に関する国際基準を設定することにより、人的な面からの海上における人命及び財産の安全を増進することを目的とした「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)がIMOにおいて採択されました。
- ✓ STCW条約は1984年4月に発効し、2025年11月現在、167カ国が批准しています(日本は1982年に批准)。
- ✓ STCW条約が商船を対象としていることに対し、STCW-F条約は漁船(漁ろうに従事する船舶)を対象としています。
- ✓ 我が国では、船舶職員及び小型船舶操縦者法において、商船・漁船の別にかかわらず、STCW条約の規定に準拠した同一の資格体系、乗組み基準としています。
- ✓ STCW-F条約では、一定規模以上の漁船に乗り組む甲板部の職員(船長、航海士)について、一定の漁船等における乗船履歴と、漁船特有の知識の習得が求められる点で、STCW条約と異なっています。

## (4) 漁ろう操船講習について

- ✓ STCW-F条約においては、商船の条約であるSTCW条約上では規定されていない、**本条約特有の規定**である「**漁船特有の知識**」が存在します。
- ✓ 漁ろう操船講習において習得する内容としては、  
例えば、
  - **網を曳いたり漁獲物を船上に上げるときの漁船の復原力の確保**
  - **漁具が水中障害物に引っ掛かった際の適切な非常措置**などの知識が挙げられます。
- ✓ STCW-F条約の締結に伴い、船舶職員及び小型船舶操縦者法では「**漁船特有の知識**」を学ぶための「**漁ろう操船講習**」に関する規定が設けられています。
- ✓ 当該法においては、**一定規模以上の漁船に船長や航海士として乗り組む者**に対し、**漁ろう操船講習を受け、修了することが義務付けられます。**

# 【参考】STCW-F条約における「漁船特有の知識」

STCW-F条約における漁船特有の知識	知識の内容	知識の担保状況
航海に関する緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁具が海底又は他の障害物に固着した際にとるべき非常措置に関する知識</li> </ul>	水産教育機関においては、座学（漁船運用学、漁船安全学、漁具力学等）及び関連の実験科目、乗船実習で担保可能
海上における人命の安全確保と海洋環境の保護のための法的要件と手段に応じた管理と監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船の安全に関連した国際条約に基づく責任</li> <li>・漁船内の人員の安全及び健康に関する国際文書の知識</li> <li>・水産資源の責任ある保全、管理及び開発に適用可能な原則及び国際基準</li> <li>・違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いに関連する主要な国際文書及びツールに関する知識</li> </ul>	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、漁船運用学、漁船安全学、国際漁業論、資源管理論、漁業情報解析学等）及び乗船実習で担保可能
漁船の操船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操業中の漁船の安全に悪影響を及ぼす要因に特に注意した操業中の操船に関する知識</li> </ul>	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、漁船運用学、漁船安全学、漁具漁法概論、漁具力学等）、及び関連の実験科目、乗船実習で担保可能
汚染防止要件遵守の確保及び海洋環境の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業が環境に与える影響に関する知識</li> </ul>	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、漁具漁法概論、水産資源環境学、海事法規一般等）、乗船実習で担保可能
船舶の耐航性の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復原性データ、復原性・トリムに関する表及び事前に計算された運航条件を利用する能力</li> <li>次の知識：               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 載荷重量が復原性に及ぼす影響、</li> <li>② 漁具の操作が復原性に及ぼす影響、</li> <li>③ 追い波及び横波におけるリスク</li> </ol> </li> </ul>	水産系教育機関においては、座学（漁船運動力学、漁具力学等）、乗船実習で担保可能 ※ なお、①と③については、水産系教育機関の先生方からは共通との意見もあり
法的要件を遵守するための監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いに関連する主要な国際文書並びに水産資源の責任ある漁業及び開発に関する関連国際文書での基本的で実地的な知識</li> <li>・水産業の持続可能な発展の重要性の理解</li> </ul>	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、国際漁業論、資源管理論、漁業情報解析学等）及び乗船実習で担保可能
漁労に従事する場合において、当直の職員が適切に措置すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁労に従事する他の船舶及びその漁具並びに自船の操縦性能（特に、漁具を舷外に展開した航海速力時における停止距離及び旋回径）</li> <li>・残骸その他漁具に危険を及ぼす恐れのある水中障害物</li> </ul>	水産系教育機関においては、座学（水産音響学、漁船概論、漁船運用学、漁船安全学、漁船運動力学、漁具力学等）、乗船実習で対応可能。 ※ 1については、漁船特有だが、商船においても共通と考えられる知識があるとの意見もあった。 ※ いずれも乗船実習や各漁船の漁法に応じた対処方法の習得等で対応することが必要

出典：国土交通省「STCW-F 条約国内法制化検討会とりまとめ」より抜粋

An aerial photograph of a coastal city, likely Genoa, Italy. The city is built on a hillside, with buildings cascading down towards a harbor. The harbor is filled with numerous sailboats and yachts. The sky is blue with scattered white clouds. The text is overlaid in the center of the image.

以上で講習は終了です。  
お疲れ様でした。